

大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳再考

森明彦

はじめに

- ・「大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳」とは
国書総目録（旧版）によれば内閣文庫（2本）と無窮会神習文庫（1本）に
写本あり。
著者を大鳥春相。延喜二十二年とする。
成立の延喜二十二年は「大鳥五社流記私財帳」と混同か。

- 一 「大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳」と「行基年譜」
 - ・「行基年譜」の現存部分冒頭は「大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳」より大鳥連関連を
抜いて、行基関連部分を抜き出す。
- 二 「大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳」の内容の検討
 - ・人名に関して
 - ①「伊良豆米古」が名前とした場合、
「古」が子であれば、女の名前としては極めて異例（孔子・老子・小野妹子）。
 - ②「伊良豆米」が名前とした場合、
女性の名前では「め」は甲類の「賣」か「女」であり、乙類の「米」が使わ
れる事は奈良時代ではない。天平六年の近江国志何郡計帳（一621）に
大田史多久米 年卅七 正丁
とあるように「米」は男であり、「郎女（いらつめ）」に使われることはない。
 - ③「伊良豆米古」を、男である「津守伊良豆米」の「古（子）」と読む。
『行基菩薩縁起圖繪詞』につけられた送り仮名では「伊良豆米子」
伊良豆米の子か伊良豆女子と読んでいるかはわからない。
 - ・神宮寺と大鳥連の氏寺長承寺の関係は？
 - ①軒丸瓦の系統が異なる。
 - ②法会はどう使い分けるか
 - ・神鳳寺の七佛薬師像の依拠する薬師經典と夫妻が称えた仏。
 - ①七佛薬師像は玄奘訳（650）『薬師瑠璃光本願』
 - ②夫婦の称えた仏としては、弥勒も考える必要。
 - ・神仏習合の最初期の史料たり得るか
 - ①時期的には氣比寺よりも少し早い程度。
 - ・行基の史料たり得るか
 - ①活動の時期的には不都合はない。
大宝期は大鳥郡周辺、和銅年間は大鳥郡から離れており、神鳳寺の行
事への関与の仕方と齟齬なし。
 - ②大鳥連の大鳥郡郡司補任
天平二年には日下部氏が大鳥郡大領であることと齟齬はない。

おわりに—今後の課題—

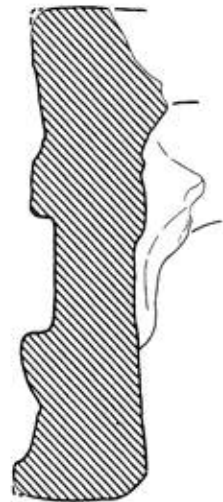
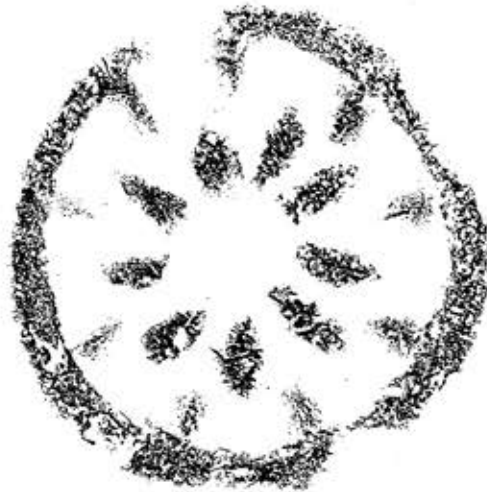
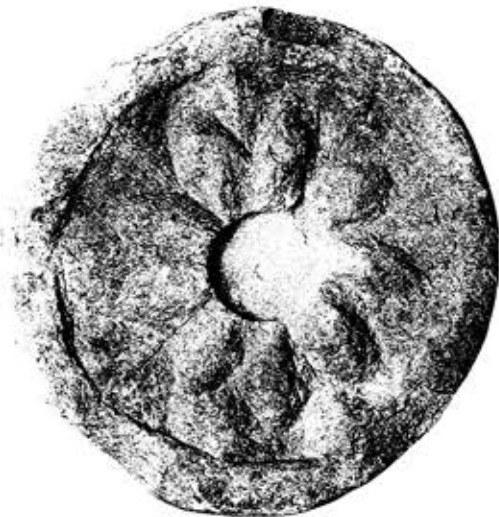
- ・写本の再調査
- ・摂河泉古代寺院と行基との関連

49 おおとりじんじゃ 大鳥神社 (堺市鳳中町)

九葉単弁蓮華文軒丸瓦

瓦当径14.7cm 中房径3.5cm 文様区径11.8cm 瓦当厚3.3cm 周縁幅1.1cm

瓦当面が完存する。文様の彫りは雑である。弁は三角形を呈し凸出し、間弁は周縁部分に接しており、三角形を呈する。中房部分は凹んでいる。周縁は素文で直立する。焼成は軟質である。

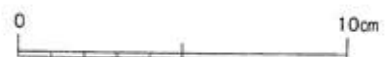
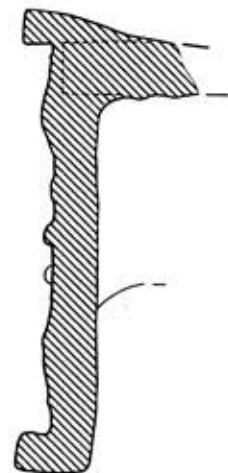
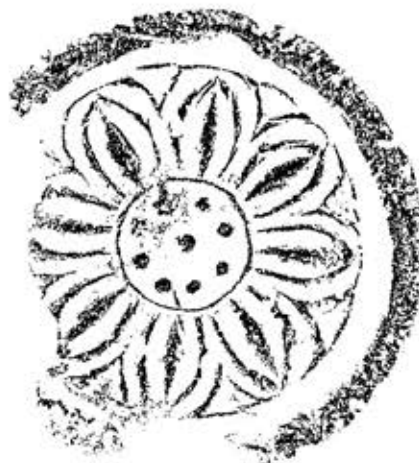
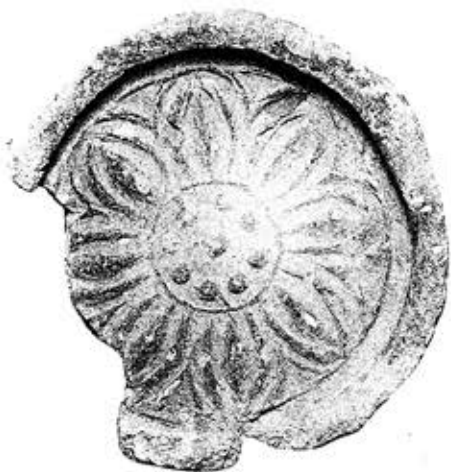


50 おおとりはいじ 鳳麩寺 (堺市鳳南町)

八葉単弁蓮華文軒丸瓦

瓦当径13.8cm 中房径4.1cm 文様区径10.5cm 瓦当厚1.6cm 周縁幅1.1cm

「鳳麩寺」の注記があるが、この名称の遺跡は現在登録されていない。小谷方明氏によると採集した場所はJR阪和線の鳳操車場付近であるという。瓦当面は周縁が一部欠損する。中房は圈線で表現され、1+8の蓮子を配する。また、中房の圈線と蓮子をつなぐ范傷が2ヶ所みられる。弁は太い線で表現され中央に子葉が配される。間弁はV字形を呈し圈線と接する。周縁は素文で直立する。焼成は硬質である。同文のものが、神於寺(岸和田市)で出土している。



与根川泉 匠譜より

大鳥太神宮并神鳳寺縁起帳

敷地一・在大鳥里一坪并大鳥原里三十五六并三箇坪

四至 限東大神田并公田 限南野田村并道 限西大道 限北榎本村并道

右、此の神は、元め白鳳と為りて天より来たり下りて雲の峰に止まる。轉々と運り翔け會す福を称える。松原に當たり遂に此の社に止まる。鳳の徳儀は至極にして威嚴は聊かも近づくを得ず。故れ号して神鳳寺と曰う。頻りに多くの歳を経て稍やく鳳徳隠る。数年の後、天古移命の十一世孫大野臣、筑紫より到来し、社より以つて西の邑に住む。今の古家の郊これなり。初め祠を齎るにすなわちこの人に託して告げ宜ふ。我はこれ天照太神なり。此の里を清鳥大鳥の国と謂うべし、と。これに依り、祠を齎るを始め、号して曰く大鳥大野、と。これより以来大鳥姓を負うなり。この太神、元め仏法に皈せずしてその名の称えるを聞くを欲せず。大寶年中に至り、社の南の近辺に夫妻二人有り。夫は大鳥連首齋すなわち此の里人。妻攝津国住吉郡津守宿伊良豆米古。爰に伊良豆米古、夫に語りて云う、吾が母同姓常世古、綱引の坂本臣利金に嫁し、無量重罪を作す。定め知るは悪趣を没するか、と。乞うらくは、同宿の屋を清掃し、堂に為して晝夜誓願せんことを。太神、祝大鳥連百嶋を召して宣り告ぐ。首齋が妻、我が前側に在りて聞くを欲せざる仏名を日夜稱賛す。早く禁止せよ、と。すなわち百嶋、刀祢并夫妻二人を野田榎本村に聚め、其れ神辞を告ぐ。すなわち伊良豆米古この辞を變じるに竄かに和堂圓益を以てし、弥いよ誓願して云う、死命惜しまず、死しても止めず、と。また半夜持す。百嶋を喚び、命を告ぐ。夫婦の為す所を見るに、遂に果すべし。我知識に入らん、と。その明けの後、同所また諸人を聚め、具に神辞受けるを披く。すなわち欣悦す。未だ幾口も経ず行基師・顯勝師・利鏡師三僧、蜂田里より来たる。大年の松の樹の下に集め諸の刀祢に語りて云う、知識を率い太神のために將に功德を修めん、と。刀祢ら具に神辞を陳ぶ。三僧愈々喜び、太神のため利鏡師は畫師となりて七佛藥師像を造る。元め寺堂は太神に披くによつて百嶋の家の南をもつて借り屋を作して件の佛を造る。亦太神を神殿の内に納め宿す。慶雲三年、奉幣帛朝廷使正八位下菅生朝臣小村、神殿を開き見て云う、佛と神は隔てて異にす。大鳥連等太神を滅すべきや、と。還りて神祇官に申す。

案：召使擬少領從八位大鳥床嶋ありて七国卜部を集め神辞に當たるかを問う。

案：擬少領從八位大鳥床嶋を呼して召すあり。七国卜部を集め神辞に當たるかを問う。神を會けり、敬するがごとし。床嶋の頭、神辞に當れりと卜す。ここに床嶋、杖刑の罪を宿め、暎を含みて家に飯る。同族盡く憐ぶ。和銅元年歲次 戊申正月十一日、大領に轉す。十月、專に大鳥連首齋の家を掃らい寺院となす。大鳥連老人宿屋料の造備の材を以て佛堂を作り、七佛藥師像今西仏堂に在るが是なり。同四年 辛九月十五日、諸の尋・辨師法華經を講説す。この日諸檀越等、功德稱を出し加う。ついで大領從八位上床嶋三重塔を峙つるの誓願未だそのを果たさずして靈龜二年歲次 丙辰に身死去る。これを承け、嫡胤子故少領外從八位何理波諸親族を率い十三重一に加増し、去る天平十二年庚辰三月十日辰時、河内国志記郡井於郷人置始連稻積、大工としてこの塔を建つ。天平勝寶三年二月十三日勅、定額寺となす。永結の三僧を経て太神に奉るべき法寶、神辞に依り期臻りて務めて晝後の明鏡と為す所以。詔を高館に轉し、よつて縁起張に注し、これを顯にすること件の如し。時に寺家大神社相共にこの趣を録記す。

從五以上大鳥連春相

行基年譜

自卷至此闕

行基師願勝師利鏡師等野田村大歲松樹下至集語諸刀祢云率知識為大神修功德以利鏡師為畫師造七佛藥師像在障子也百嶋家南作借屋造伴佛而收宿大神故内云後和銅元年申十月比專掃清首麻呂家終成寺院遷彼佛像今在兩佛堂是也今大鳥神宮寺神鳳寺是也文武天



能及永伝下 (汁井代)

(二七) 近江守時代(8) 越前国神宮寺の創建

この年(和銅八年)、平城京の左京の人が祥瑞の龜を得た。そこで、和銅八年を改めて靈龜元年(七一五)とした。公(武智麻呂)は、かつて夢の中で、一人の不思議な人と遇った。容貌は普通でなかった。公に向かつて、「公が仏法を愛慕していることは、人も神もともに知っている。私のために寺を造つて、私の願いを助け救済してくれるようお願いする。私は、宿業(前世において、現世での報いを招くことになつた行ない)によつて神となつてから、実に久しい時が過ぎてゐる。今、仏道に帰依して、福業(来世における幸福をもたらす善行)を修行したいと思つてきたが、これまで因縁を得ることができなかった。そこで、ここにやつて来て公に告げたのである。」と言われた。公は、これは氣比神ではないかと疑い、答えようとしたけれども、できずに目が覚めた。そこで頭を垂れて請ひ願つて、「人と神とは世界が異なり、目に見えない世界と見える世界とは同じではありません。昨夜の夢の中の不思議な方は、いったいどなたなのかわかりません。神が、もし何か証拠を示されたなら、必ずあなたのために寺を建てましょう。」と申し上げた。すると、神は、在家仏教修行者(優婆塞)の久米勝足を高い木の上に置いて、その証拠と言われた。公は本當のことだと知つて、一つの寺院を建立した。今、越前国にある神宮寺(氣比神宮寺。福井県敦賀市にある)が、それである。

和泉国大鳥神社流記帳

大神宮五社 流記帳事

- 一 正一位勲八等 大鳥大明神一所
社敷地老処
在大鳥郷 大鳥里一坪二坪 同原里用四五六坪
四至 限東道并神田 限南野田村并道 限西大道 限北榎本村并小道
神田式町式段三百四十歩 已勅施入
大鳥里一坪百歩 二坪六段 十一坪二段自北二長 高槻里十二坪二段大同廿一坪式段 置里廿坪町 浜武浦 四季御贄料

大鳥太神宮五社流記帳 (月四本) 内閣之奉

- 大鳥太神宮五社 流記帳事
正一位勲八等天照大明神一所 立十三重塔一基
社敷地老処之内 神宮寺一院法名神鳳寺 神宮寺領大鳥里十五坪四段金堂二字 西限
在大鳥郷 大鳥里一坪二坪内原里三十四五六坪
四至 限東道并神田 限南野田村并道 限西大道 限北榎本村并小道
神田式町式段三百四十歩 已勅施入
大鳥里一坪百歩 二坪六段 十一坪二段自北三長 高槻里十二坪二段大同二十坪二段置町里二十坪町 浜武浦 四季御贄料

師余時光來、而圖、繪、七佛藥師、像、安、置、社、檀、前、設、齋、會、演、供、養、其、儀、甚、微、妙、也、漸、加、修、造、遷、也、彼、佛、像、二、神、宮、寺、今、神、鳳、寺、是、也、抑、神、明、影、向、乃、白、鳳、年、中、也

(二十九)

③「徵」は二

大鳥神宮寺建立繪篇第十八

(二十九)

菩薩御行年二十五歲大寶二年大鳥連首麻呂之妻者津守氏伊良豆米子也依有宿願社頭畔欲安置佛像初明神示凶後明神告益爰行基師利鏡

①「王」は「主」が正しい。②「連」が正しい。

大鳥太神宮神風寺緣起帳全



備用 大鳥太神宮神風寺緣起帳

和泉國大鳥緣起
同國神名帳



大鳥太神宮神風寺緣起帳

大鳥太神宮在大鳥一町大鳥原
敷地 大鳥原一町大鳥原
至 大鳥原一町大鳥原
右此大鳥太神元為白鳳從天來下止千載
奉轉七運翔曾稱福當松原遂止此社風之
德儀至極威嚴不得物近故号曰神風寺願
經多歲稍隱風德數年之後天古移稱命十
一世孫大野臣從筑紫到來位從社以西
邑今古家郊是也初齋祠即此人所宣我

是天照太神也此是河謂清鳥大鳥園依茲
始齋祠号曰大鳥大野自余以來員大鳥姓
也此太神元不飯佛法不欲開稱其名至大
寶年中社南近邊有夫妻二人夫大鳥連曾
齋即此里人妻攝津國住吉郡津守宿禰伊
良豆米古妻伊良豆米古語夫云吾母同姓
常世古嫁細成坂本臣利金作無量重罪定
知没惡趣歟七同宿屋掃清為堂晝夜誓願
太神旨祝大鳥連百嶋宜吉背齋齋在我前

側不欲閉之佛名曰收稱謂早禁止之即百
嶋聚口稱并夫妻二人千野田根本村共告
神辭即伊良豆米古此辭以寬和堂圓益
你誓願云死命不惜死而不止又半夜持喚
百嶋告命見夫婦之形為遂可果一我入智
識其明後同處又聚諸人具披神辭受印依
忱未經幾行基師願勝師利鏡師三僧從
野田里來集大年松樹下語謂乃稱云奉知
識為太神將俗功恩已亦等具東申拜三曾

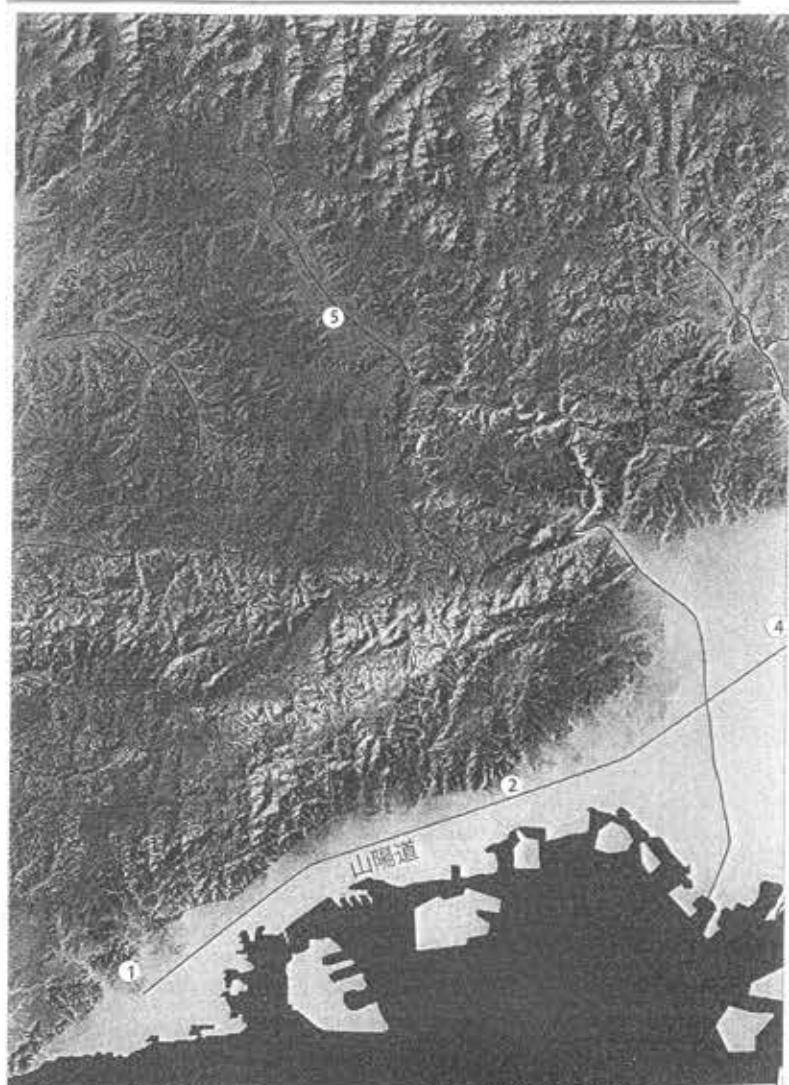
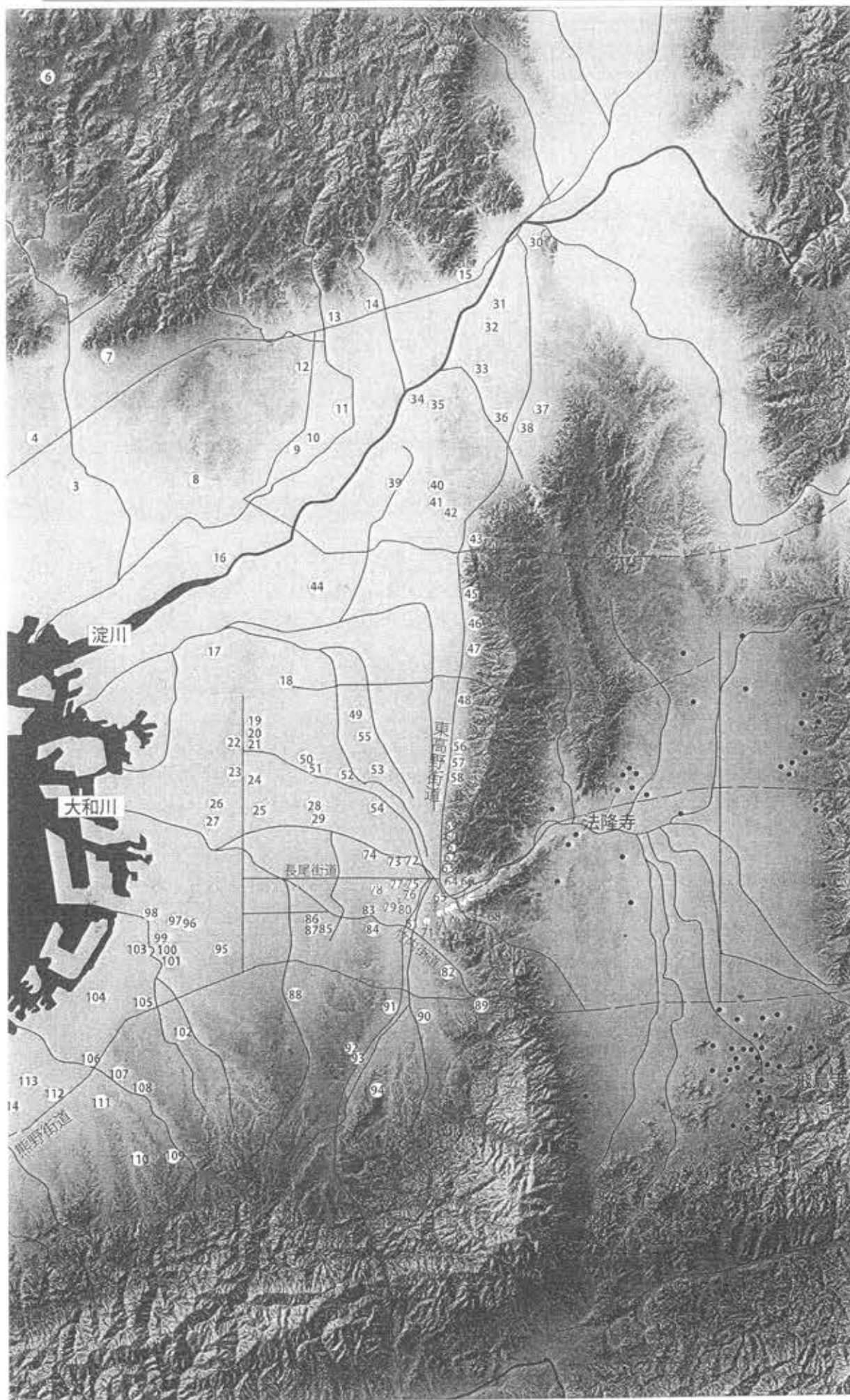
念喜為太神利鏡師為畫師造七佛茶師像
今在神子
依元寺堂披太神以百嶋家南作借屋
造伴佛又太神收宿神殿內慶雲三年奉幣
帛朝庭使正八位下管生朝臣小村聞見神
殿云佛神隔異大鳥連等可滅太神哉還申
神祇官有旨使擬少領從八位大鳥床嶋集
七國卜部問當神辭歟如不食神敬床嶋之
頭當卜神辭半復床嶋宿教刑之罪含嘆
家同族畫擇和銅元年歲次戊申正月十一
元年歲次戊申正月十一

日轉大領十月專掃大鳥連普齋家成寺院
以大鳥連元人宿屋折造備之村作佛堂
七佛藥師像今在神子
同四年九月十五日諸
尋辨師講說法華經此日諸檀越等出加功
德福美尋大領從八位上床嶋崎三重塔之
誓願未果其夏以靈龜二年歲次丙辰身死
去之承嫡胤子故少領外從八位何理彼率
詣親族加增十三重一去天平十二年歲次
庚辰三月十日辰時河內國志記郡并於卿

人置始遷指積為大建此塔天平勝寶三
年二月十三日勅為定額寺永結經三僧可
奉大神法寶依神許臻期務取以為院後明
鏡欽轉詔高館仍注緣起賬顯之如件
千時寺家大神社相共緣記此起
從五位上大鳥連春相

弘法大師曰
天照太神者金剛界天身陀羅出雲天社者
天照太神者金剛界天身陀羅出雲天社者

胎敵界地曼陀羅依之日月而輪胎金兩
部念剛界大日如來日輪也本本地多光土
慈悲法界天照天照大神者出常光都東
土豐澤原之靈和光垂迹給者大神六故天
照太神申天神七代地神五代之末世次第
下東土緣慈成給地神五代之終人王始方
我御跡自鑄寫鏡給我子七孫七守百皇有
御掌開龍天石戶給御鏡內侍我百皇御守
也即也



95	大野寺跡	堺市土塔町
96	土師観音庵寺	堺市土師町
97	百舌鳥陵南庵寺 (陵南庵寺)	堺市百舌鳥陵南町 2
98	塩穴寺跡	堺市石津北町
99	家原寺	堺市家原寺 1
100	華林寺 (蜂田寺)	堺市八田寺町
101	仏光寺跡	堺市八田寺町
102	大庭寺遺跡	堺市大庭寺・小代
103	長承寺	堺市鳳東町 3～鳳南町 4
104	大園遺跡	高石市西取石 5～7



世尊琉璃光如来本願持念經

とをば、復た云何が造るべきや」と。
 教脱菩薩言わく、

「大徳よ、若し病人有りて病苦を脱せんと欲せば、当に其の人の為に七日七夜、八分齋戒を受持すべし。応に飲食及び餘の資具を以て力の辦うる所に隨いて、苾芻僧を供養すべし。昼夜六時に彼の世尊藥師琉璃光如来を礼拝し供養すべし。此の經を誦誦すること四十九遍、四十九の燈を然し、彼の如来の形像七軀を造り、一一の像の前に各七燈を置き、一一の燈の量は大いなること車輪の如くし、乃至四十九日、光明絶やさざれ、五色の綵幡を造るには長さ四十九捲手なれ。應に雜類の衆生を放つこと四十九に至るべし。危厄の難を過度し、諸の横惡の鬼に持せられざることを得可し。」